

令和5年1月

お客様各位

朝銀西信用組合

### 未利用口座管理手数料の新設のご案内

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当組合では、「未利用口座管理手数料」を新設し、令和5年4月3日以降、新たに口座開設された普通預金口座に対して導入させていただくことと致しました。

本手数料はあくまでも令和5年4月3日以降に開設され、未利用の状態となった普通預金口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、通常の入出金や口座振替等でお取引されているお客さまの普通預金口座が対象となることはありません。

未利用口座管理手数料の詳細は次のとおりとなります。

以下の条件を全て満たす普通預金口座が未利用口座管理手数料の対象となります。	
1	令和5年4月3日以降に開設された普通預金口座であること。
2	最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。なお、出資配当金の入金はお預入れとみなします。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用が無い普通預金口座であること。
3	該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること。
4	お取引店において定期性預金のお取引がないこと。
5	お取引店においてお借入がないこと。

#### 《未利用口座管理手数料のご案内について》

- お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます。（「ご案内」が延着または到達しなかった時でも通常到達したものとみなします。）
- ご案内後、一定期間（3ヶ月間）経過後もお取引が無い場合に、年間1,200円（消費税別）の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

#### 《口座の自動解約について》

- 残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能になった場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。
- なお、一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用には応じ致しかねますので予めご了承ください。  
ご不明な点は、お取引店までお問い合わせください。

以上